

2025年2月19日  
日本郵便株式会社  
佐川急便株式会社

## 不在持ち戻りとなった佐川急便荷物の“郵便局受け取り”の全国拡大 ～受け取り方の多様化促進および持続可能な宅配サービスを目指す～

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 千田 哲也／以下「日本郵便」）と佐川急便株式会社（京都府京都市南区、代表取締役社長 本村 正秀／以下「佐川急便」）は、佐川急便において不在持ち戻りとなった荷物<sup>(注)</sup>を郵便局の窓口で受け取れるサービスにつきまして、東京都をはじめとした一部エリアで実施しておりましたが、2025年2月25日(火)から全国に拡大いたします。

### 1 目的

これまで両社は、お客さまの利便性向上を目指し、それぞれのお客さまに合った受け取り方の促進に取り組んでまいりました。そして、このたび、一部エリア（東京都、中国エリア、四国エリアおよび九州エリア）で行っていた受け取り拠点の共同化を全国に拡大することで、さらなる利便性向上を図ります。

なお、本取り組みは、両社の限られた人的資源や施設を有効活用することで、再配達回数の抑止、CO<sub>2</sub>排出量の削減およびドライバー業務の効率化につながり、宅配サービスの持続可能性を高めることが可能となります。

今後も両社は、「全ての荷物を荷受人さまに安心・安全にお渡しする」ため、お客さまへの継続的な価値提供と、物流業界の効率改善や環境対応による持続的な発展を目指すべく、再配達削減の可能性を追求してまいります。

### 2 サービス概要

#### (1) サービス開始日

2025年2月25日（火）

#### (2) 実施エリア

全国

#### (3) 受取可能郵便局

別紙のとおり（全1,052拠点）

### 3 運用スキーム



- (1) ご不在でお届けできなかった荷物（飛脚宅配便）を佐川急便営業所へ持ち戻り。
- (2) 荷受人さまが佐川急便の不在票などからWebサイト上で、受取場所として受取可能な郵便局を選択し、申し込み。
- (3) 佐川急便が当該郵便局へ荷物を持ち込み。
- (4) 荷受人さまは佐川急便からの通知に基づき、指定した郵便局窓口で受け取り。

（注）飛脚クール便、e-コレクト®、着払い、セーフティサービス（貴重品）などは対象外です。

参考「[不在持ち戻りとなった佐川急便荷物の“郵便局受け取り”を開始～受け取り方の多様化促進および持続可能な宅配サービスを目指す～](#)」（2023年10月20日）

以 上